

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成28年12月3日から平成28年12月7日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

美津雄



厚岸町役場内 厚岸町選挙管理委員会事務室